

第1章

総論

～ 総 論 ～

1 計画策定の背景および趣旨

東大和市は平成6年3月に「みんなの和21プラン—東大和市地域福祉計画—」（計画期間は、平成6年度から平成12年度。以下「第一次計画」という。）を策定し、「活力ある保健福祉文化のまち」の実現に向けて、積極的に地域福祉の推進に努めてきました。

この間、社会福祉基礎構造改革が推し進められ、高齢者福祉をはじめとした社会福祉の仕組みも「介護保険制度の導入」など、大きな転換期を迎えたなかで、平成13年5月、第一次計画を見直し、「みんなの和21プラン—第二次東大和市地域福祉計画—」（計画期間は、平成13年度から平成16年度。後に1年延長して、平成17年度までとした。）を策定しました。

その後、児童福祉では「次世代育成支援対策推進法」の施行、障害者福祉では、障害者支援費制度がスタートし、平成18年度から「障害者自立支援法」が施行されるなどの社会福祉制度の変化を踏まえて、「第三次東大和市地域福祉計画」（計画期間は平成18年度から平成22年度。以下「第三次計画」という。）を策定しました。

第三次計画策定後も福祉を取り巻く環境の大きな変化や新たな問題に対応するため、また第4期介護保険事業計画の策定に伴い、第三次計画を見直し、「第四次東大和市地域福祉計画」を策定します。

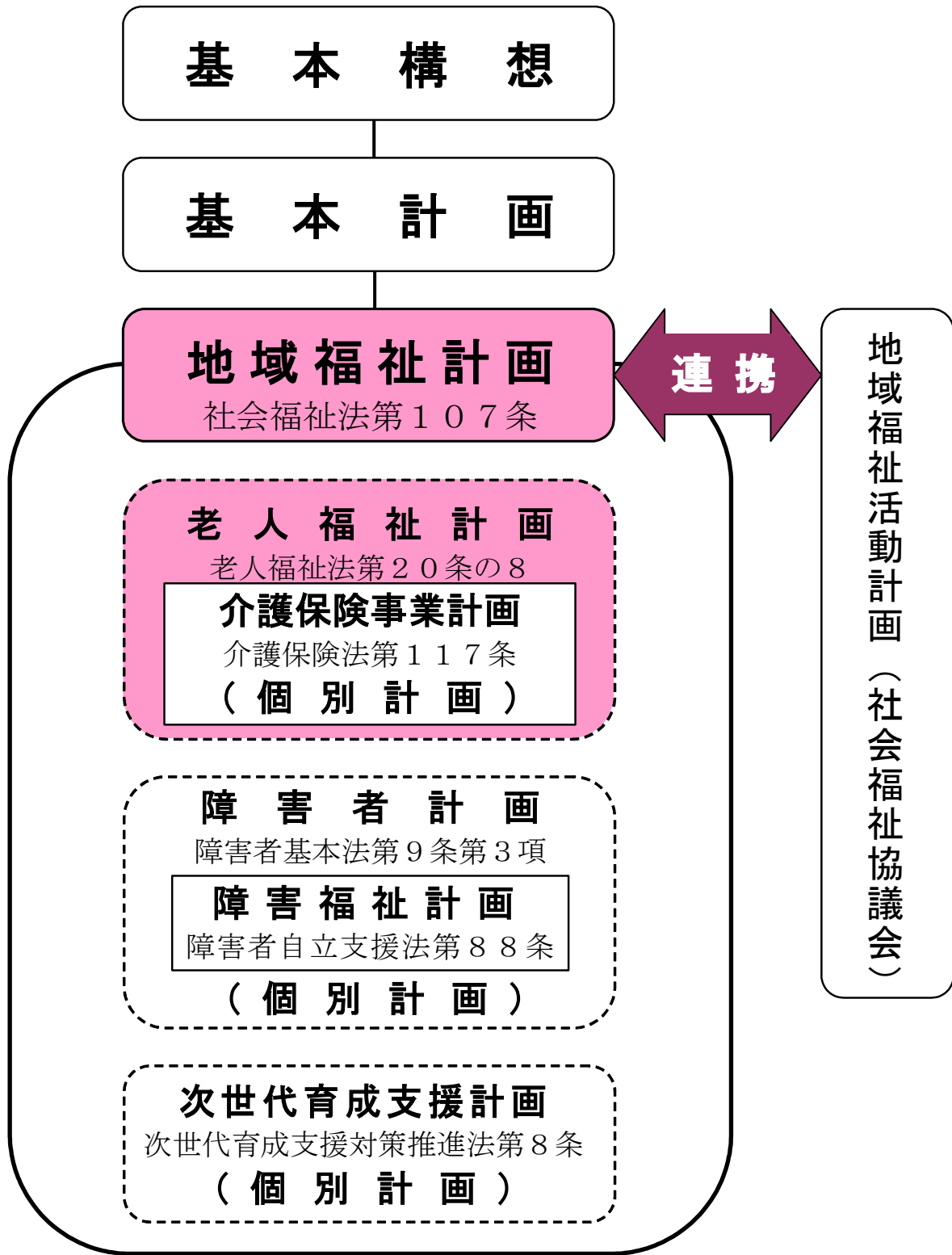
2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市民をはじめ、民間団体と市が協働して取り組むための「指針」としての性格を持つ計画とします。

また、本計画は「東大和市基本構想」の実現に向けて策定された「基本計画」と整合性を持たせた地域福祉を推進するための総合的な計画であるとともに、老人福祉法に基づく老人福祉計画を包含した計画であり、その他の福祉に関連する各個別計画と整合性を持つ計画です。

さらに、社会福祉協議会が策定している「東大和市地域福祉活動計画」は住民などの福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、相互に連携を図るものです。

地域福祉計画と他の計画との関連図



本計画書では、網掛けのついた「地域福祉計画」「老人福祉計画」を策定します。

基本構想

地方自治法第2条第4項に基づき、将来を展望したまちづくりの目標とそれを達成するための施策の大綱を定めたものです。第二次基本構想の構想期間は、平成14年から平成33年までの20年間です。

基本計画

基本構想を実現するための施策を明らかにするとともに、まちづくりを進めるうえでの総合的かつ体系的な計画であり、市政運営の基本的な指針となるものです。第三次基本計画の計画期間は、平成15年度から平成24年度までの10年間です。

老人福祉計画

老人福祉法に基づく計画です。基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関して、計画を定めるものです。

介護保険事業計画

介護保険法により策定が義務づけられた計画です。介護保険事業の全般にわたる総合的な計画で、3年を1期とする事業運営期間ごとに策定するものです。

障害者計画

障害者基本法により策定が義務づけられた計画です。基本構想に即して、障害者のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。第1次の計画は、平成21年度から平成23年度までを計画期間とします。

障害福祉計画

障害者自立支援法により策定が義務づけられた計画です。3年を1期とする計画ですが、第2期の計画は、平成21年度から平成23年度までを計画期間とします。

次世代育成支援計画

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次代を担う子どもと子育て家庭を支援するために策定が義務づけられた計画です。前期計画は平成17年度から平成21年度、後期計画は平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。

地域福祉活動計画

社会福祉協議会が策定する計画で、市の地域福祉計画と整合性を持たせるものとしています。

3 計画の期間

この計画は、平成21年度から平成25年度までの5か年を計画期間とします。
 ただし、計画期間中であっても、福祉を取り巻く状況の変化に対応するため、
 必要に応じて見直しを行います。

関連する計画の期間を図に表すと次のとおりです。

計 画 期 間 関 係 図

